

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)と活動状況

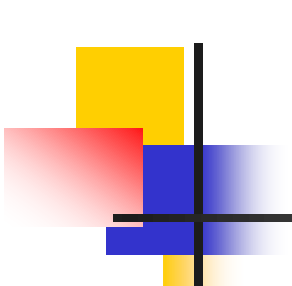
～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会

委員 加藤 さゆり

公益社団法人日本証券アナリスト協会講演会

令和4年2月8日



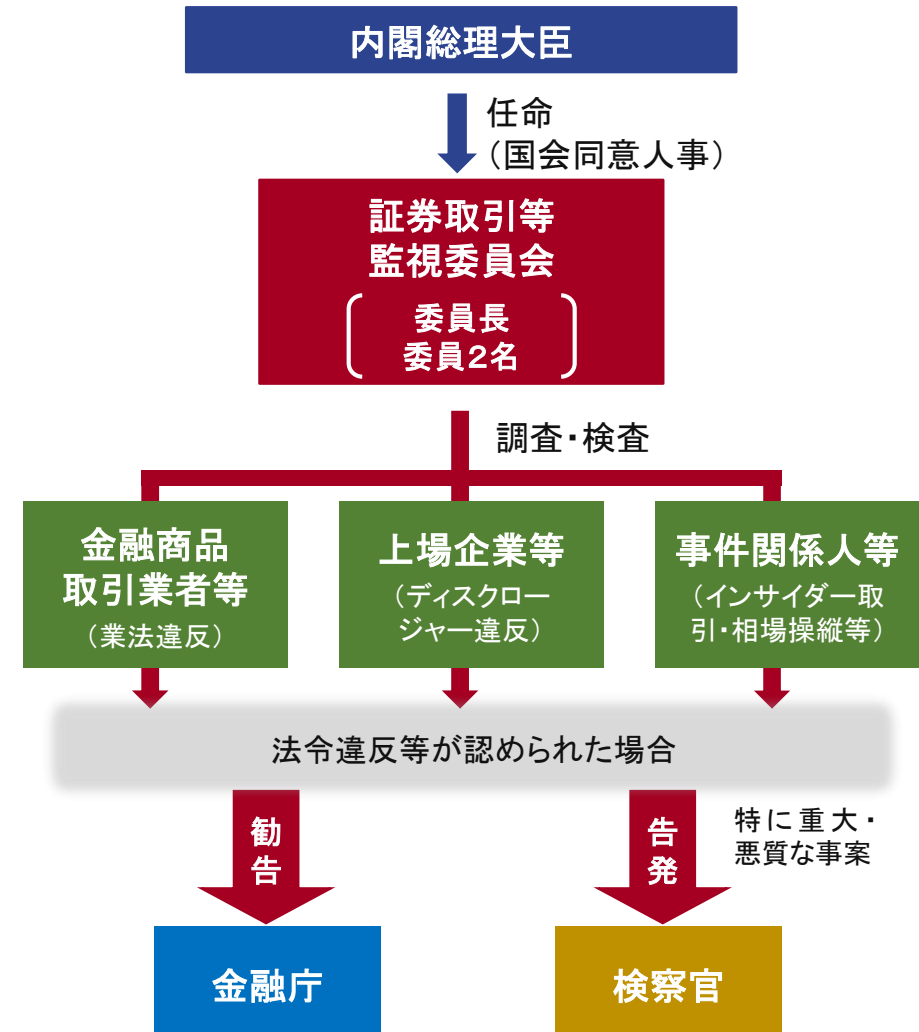
目 次

- 1. 証券取引等監視委員会について P2
- 2. 中期活動方針(第10期)について P7
- 3. 活動状況について P20

1. 証券取引等監視委員会について

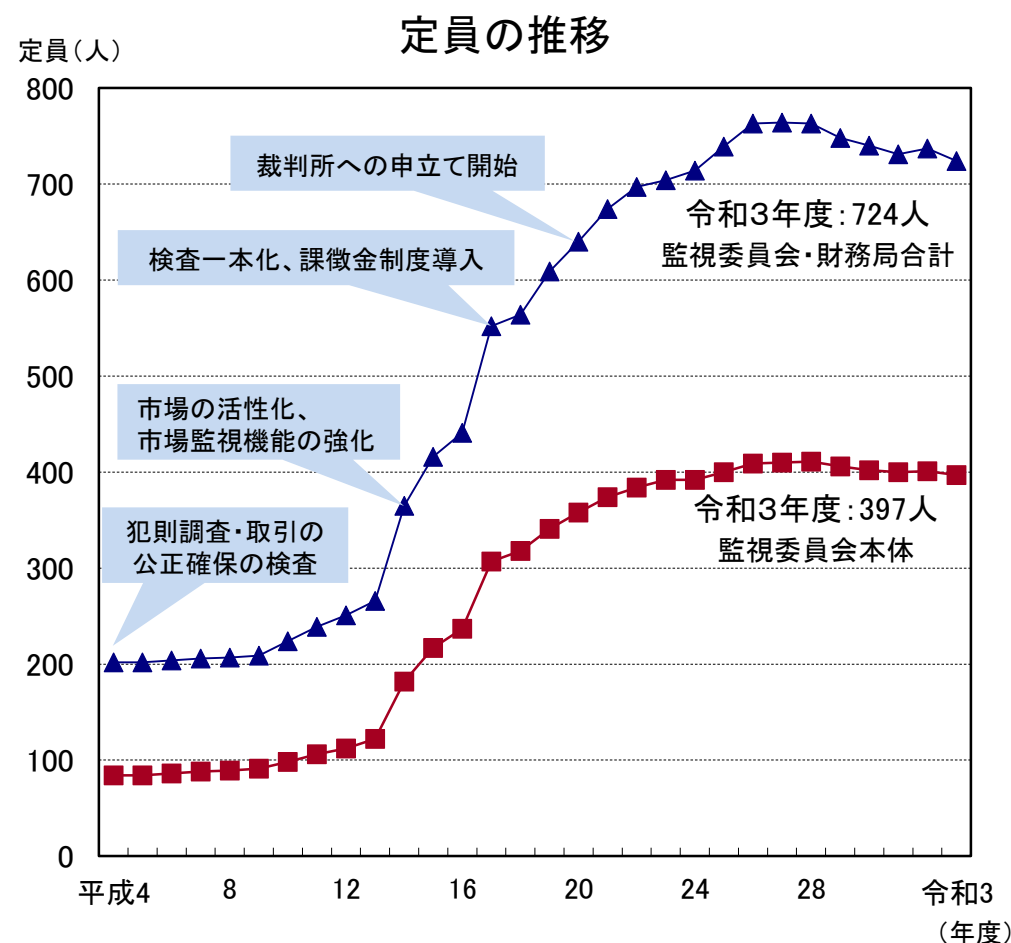
証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 監視委員会は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

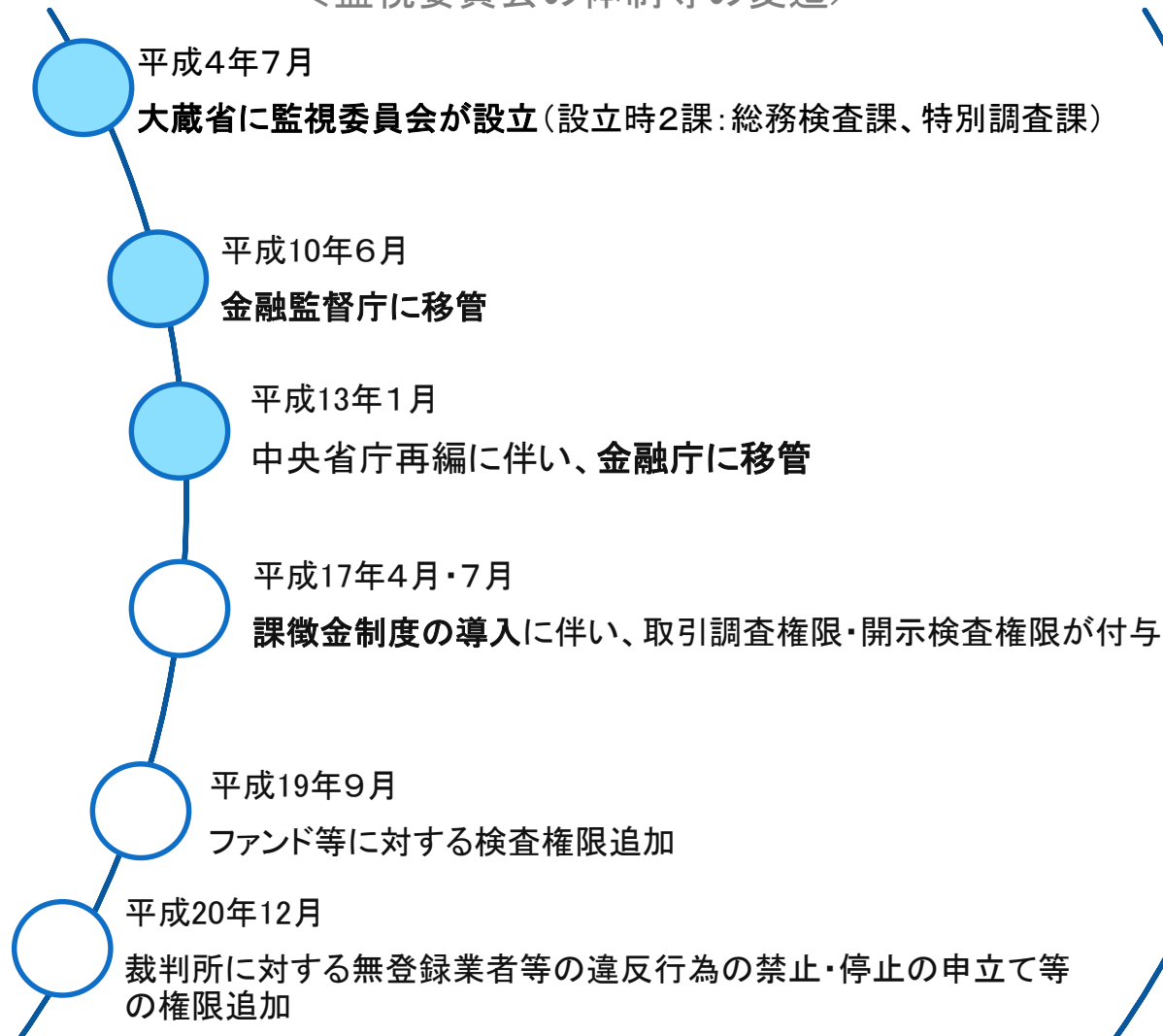
- ◆ 監視委員会の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は724名(令和3年度定員。うち、監視委員会は397名)



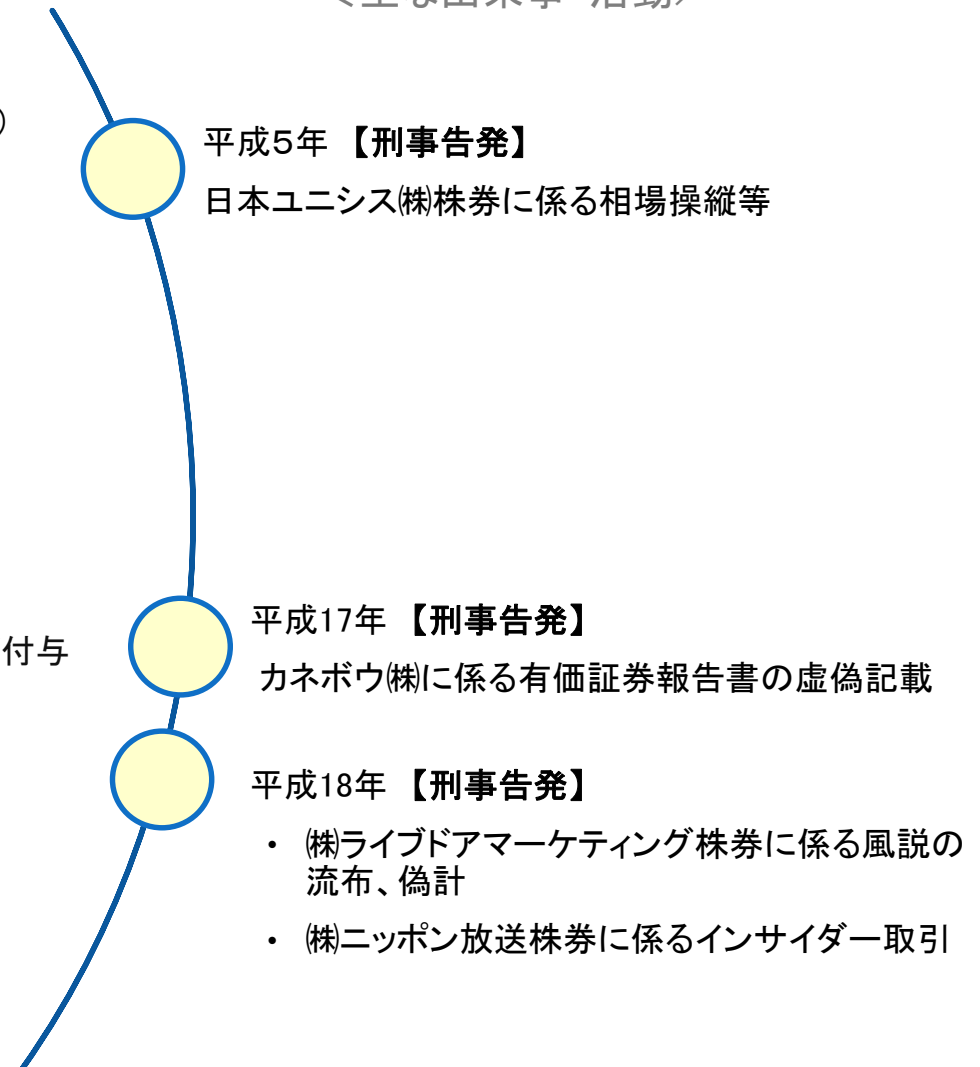
証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

＜監視委員会の体制等の変遷＞



＜主な出来事・活動＞



証券取引等監視委員会の軌跡 ②

＜監視委員会の体制等の変遷＞

平成23年7月

現行の6課(総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課)体制に移行

平成23年8月

クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、取引調査課に**国際取引等調査室**を設置

平成26年4月

取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年4月

電磁的記録の証拠保全(デジタル・フォレンジック)に対応するため、**情報解析室**を設置

平成30年4月

高速取引行為者に対する検査権限追加

令和2年5月

暗号資産デリバティブ取引や、電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加

令和3年11月

有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等に対する検査権限追加

＜主な出来事・活動＞

平成24年【**刑事告発・課徴金勧告**】

オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

同年【**処分勧告・刑事告発**】

AIJ投資顧問(年金基金)

平成25年【**処分勧告**】

MRI INTERNATIONAL
(米国の診療報酬債権ファンド)

平成27年【**課徴金勧告**】

(株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成28・29年【**処分勧告・刑事告発**】

アーツ証券(レセプト債)

平成30年【**刑事告発**】

令和元年【**課徴金勧告**】

日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

令和2年【**刑事告発**】

(株)ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨

2. 中期活動方針(第10期)について

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

監視委員会の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

監視委員会が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※） 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）

- ・ 新たな商品・取引等への対応
- ・ あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・ 高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・ 全体像の把握（部分から全体へ）
- ・ 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視（早く）

- ・ 問題の早期発見・着手
- ・ 早期の対応による未然防止
- ・ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視（深く）

- ・ 問題の根本原因の究明
- ・ 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり

デジタイゼーションの飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3)市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

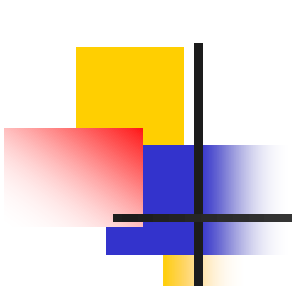
(4)デジタイゼーション対応と戦略的な人材の育成

- デジタイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタイゼーションの飛躍的な進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5)国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し



目標達成のための5つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報収集力の向上

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

⇒ 国内外の経済情勢等を踏まえた業種・企業等に係る情報収集・分析を行い、調査・検査の端緒として活用

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

⇒ 株式/債券市場、現物/デリバティブ市場、発行/流通市場に対する横断的な監視

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

⇒ 海外当局との更なる連携強化により得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報を市場監視に活用

(参考) 海外の主要市場監視当局



Financial Conduct Authority
(英国)



Autorité des marchés
financiers
(フランス)



European Securities and
Markets Authority
(欧州)



Bundesanstalt für
Finanzdienstleistungsaufsicht
(ドイツ)



China Securities Regulatory
Commission
(中国)



Monetary Authority of
Singapore
(シンガポール)



Securities and Futures
Commission
(香港)



Australian Securities and
Investments Commission
(オーストラリア)



証券取引等監視委員会
(日本)

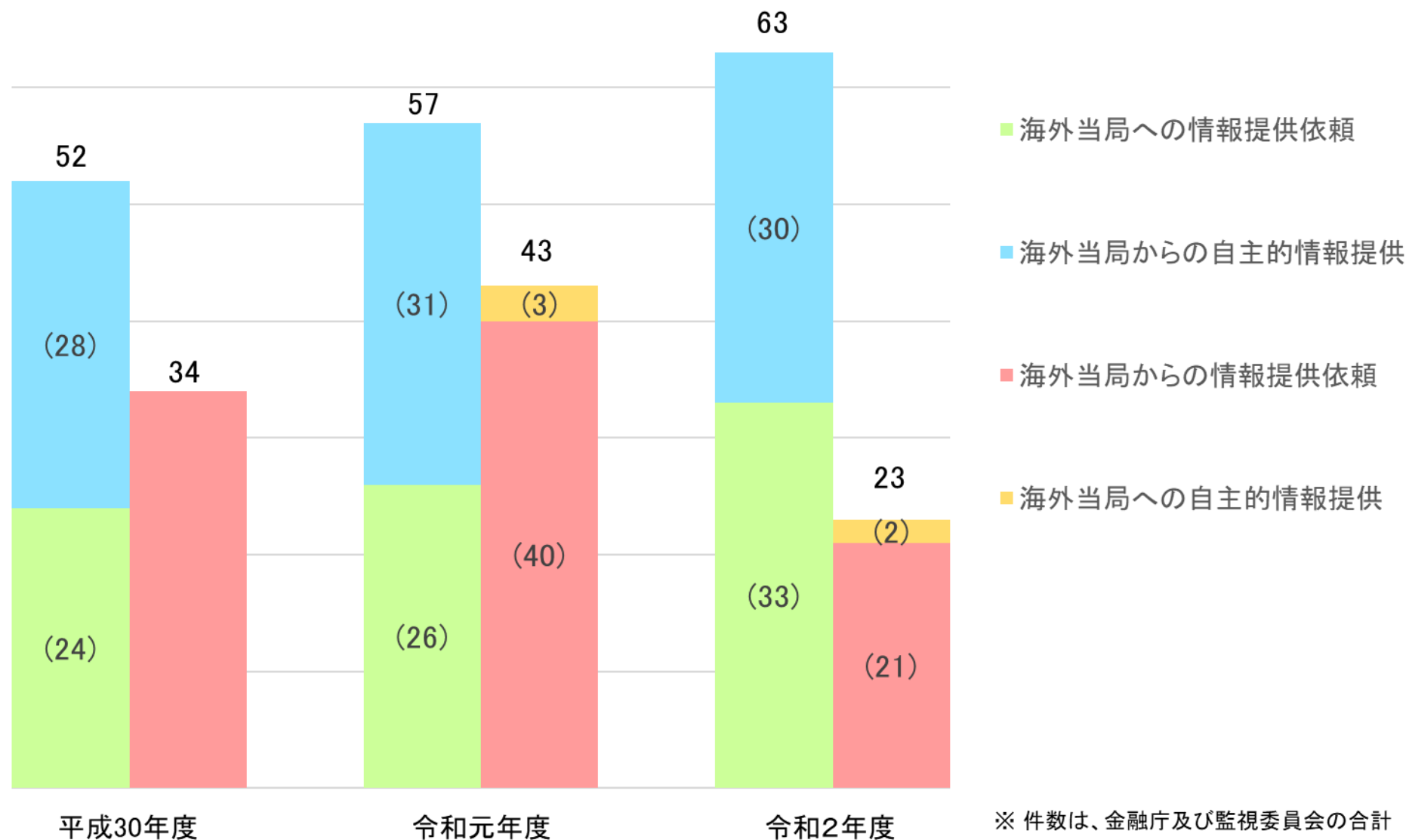


U.S. Securities and Exchange
Commission
(米国)



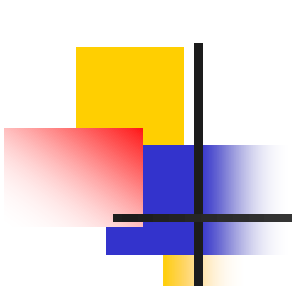
Commodity Futures
Trading Commission
(米国)

(参考)MMoU[※]等に基づく情報交換件数の推移



※ MMoU (Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information)

IOSCO (証券監督者国際機構) が策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書



目標達成のための5つの施策

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施①

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

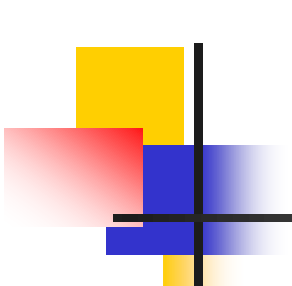
⇒ 取引の複雑化/企業のグローバル化の進展等を背景とした非定型・新類型の事案等についても分析・検証を的確に実施

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

⇒ 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施し、不公正取引等の実態を解明

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

⇒ 不公正取引の態様、関係者の所在地等に応じて、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携による実態解明



目標達成のための5つの施策

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施②

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

⇒ 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応

(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

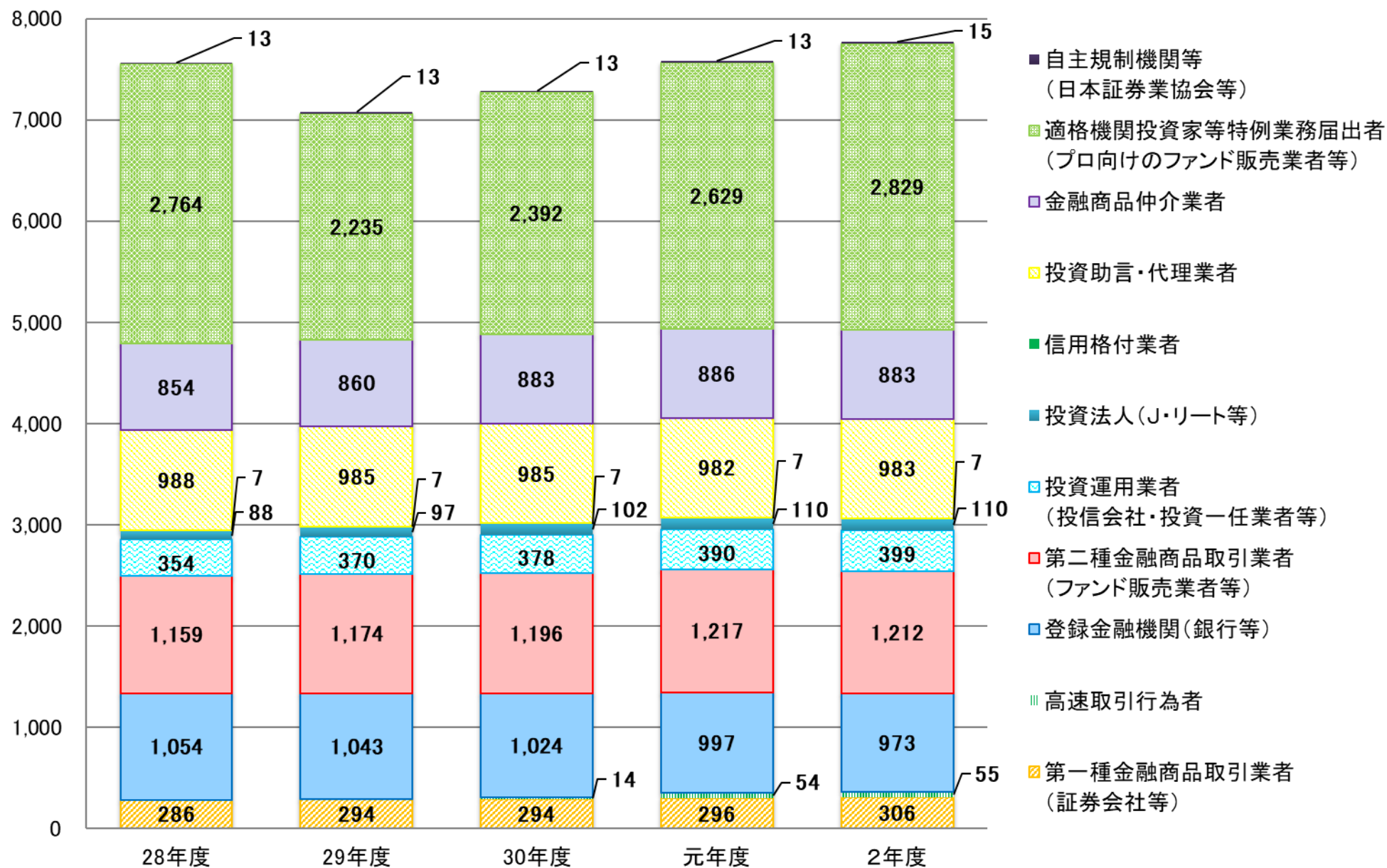
⇒ モニタリングにおいては、グループ全体の戦略等の特性を勘案し、多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査先を選定

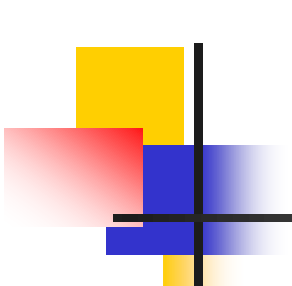
⇒ 検査においては、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

⇒ 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリング等の実施

(参考)証券モニタリング対象業者数の推移





目標達成のための5つの施策

3. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

⇒ 調査・検査で得られたインテリジェンス情報[※]等を市場監視業務全般に活用

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

⇒ 違反行為等の根本的な原因を究明し、調査・検査先との深度ある議論/問題意識の共有による違反行為等の再発/未然防止

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

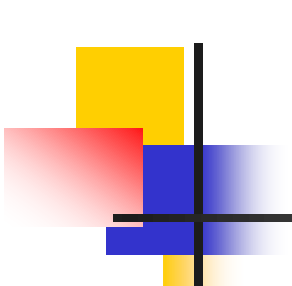
⇒ 市場における自己規律強化の観点から、個別勧告事案等の公表等における具体的でわかりやすい情報発信を実施

⇒ 投資者被害の未然防止に資する注意喚起等の情報発信を充実

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

⇒ 監視の目の行き届きにくい商品・取引等への的確に対応

※ 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報



目標達成のための5つの施策

4. デジタイゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

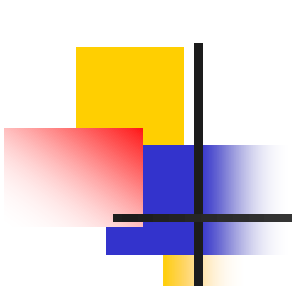
⇒ 取引監視システム等におけるデジタイゼーションの一層の活用を推進

(2) デジタイゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

⇒ 新たな商品・取引等に対し網羅的な監視が行えるよう機動的な検討・対応

⇒ デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成



目標達成のための5つの施策

5. 国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

⇒ 自主規制機関が更に主体的な役割を果たすことに資するよう監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等による監視態勢の更なる強化/市場環境の整備

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

⇒ 投資者保護等に関連する新たな関係機関等との連携の拡大

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

⇒ 二国間及び証券監督者国際機構(IOSCO)等の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献

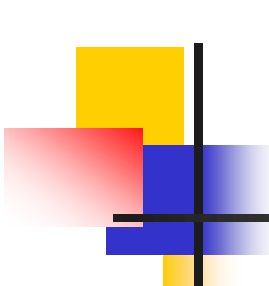
○ 監視委員会自身のPDCA

⇒ 市場を取り巻く環境の変化に応じて、自らの課題を洗い出し、適切に対応

○ 外部の有識者の意見の活用

⇒ 外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを実施

3. 活動状況について



インサイダー取引規制について

規制の趣旨

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近し得る特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。

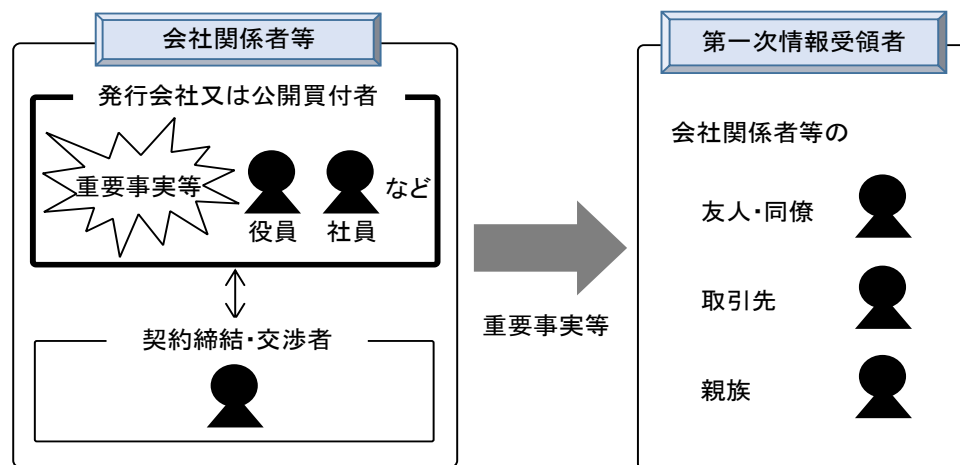
こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

(証券取引審議会報告「内部者取引の規制の在り方について」昭和63年2月24日)

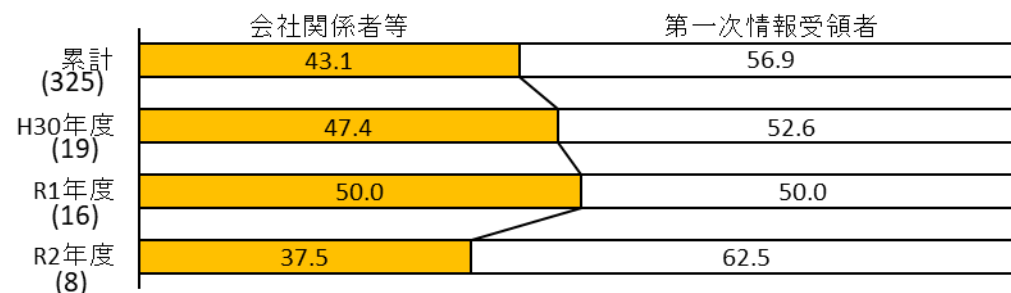
インサイダー取引規制による課徴金勧告の状況

(令和2年度)違反行為者の属性別の状況

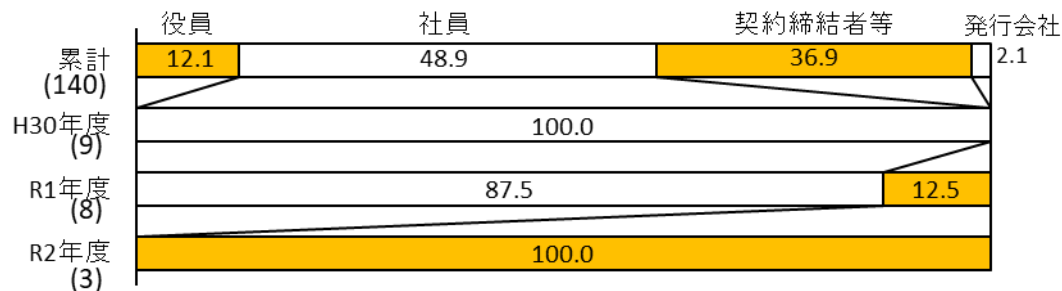
- 違反行為者8名(図1「R2年度」)のうち、会社関係者等が3名(37.5%)、第一次情報受領者が5名(62.5%)となっている。
- 会社関係者等3名はすべて契約締結者等となっている(図2)。
- 第一次情報受領者5名の内訳をみると、友人・同僚が3名(60%)、知人等が2名(40%)となっている(図3)。
- 違反行為者を、社内の者と社外の者で大別してみると、8名すべて社外の者となっており、引き続き社外の者によるインサイダー取引の割合が高くなっている(図5及び図6)。



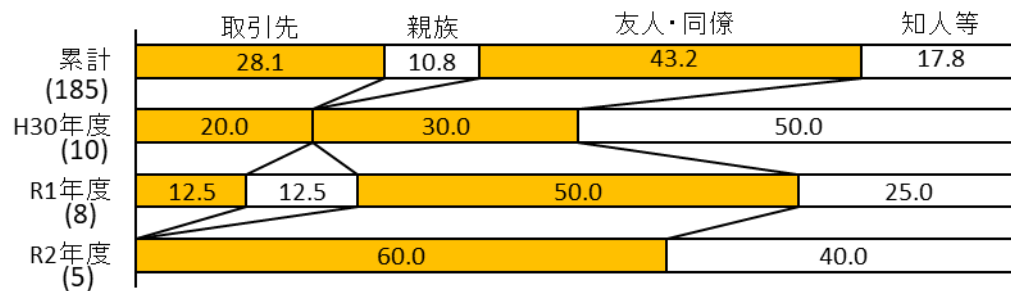
(図1) インサイダー取引を行った違反行為者の内訳(単位: %)



(図2) 会社関係者等の内訳(単位: %)



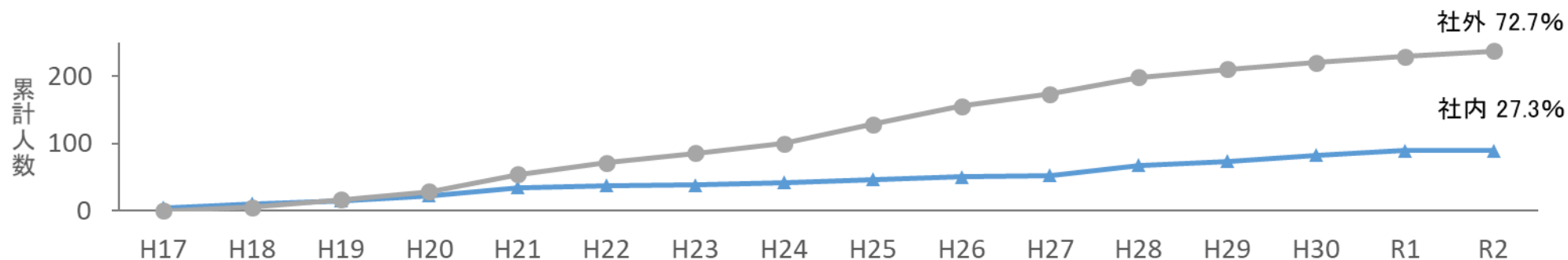
(図3) 第一次情報受領者の内訳(単位: %)



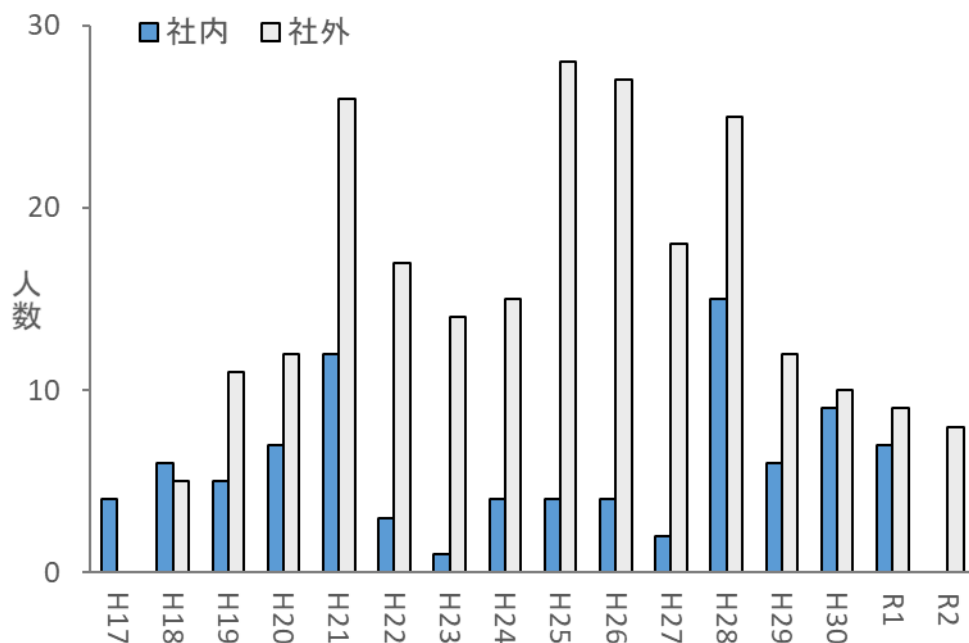
※ 各図における累計はH17年度～R2年度

インサイダー取引規制による課徴金勧告の状況

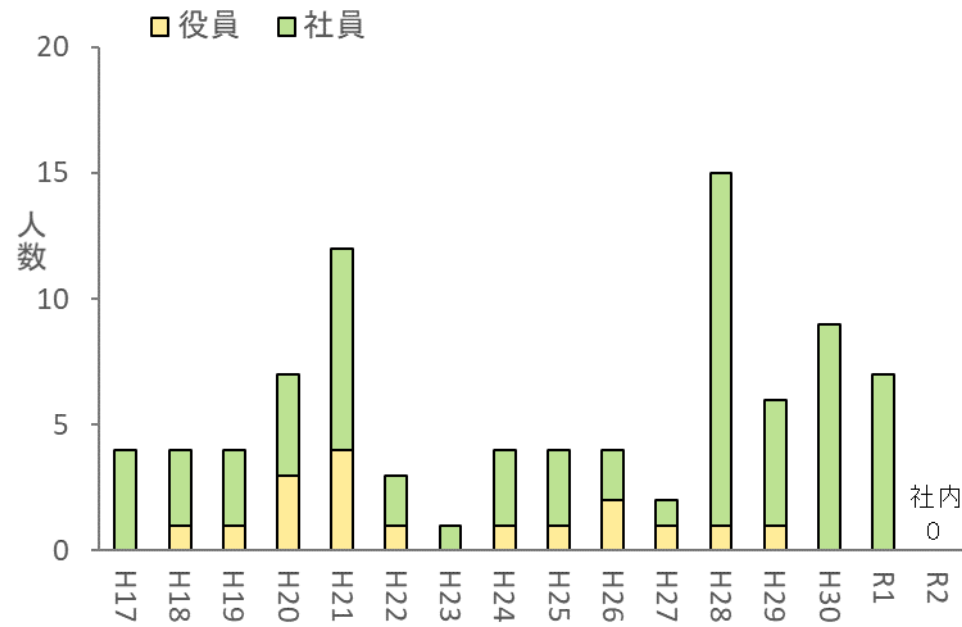
(図4) 違反行為者の累計人数の推移



(図5) 違反行為者の社内・社外別人数

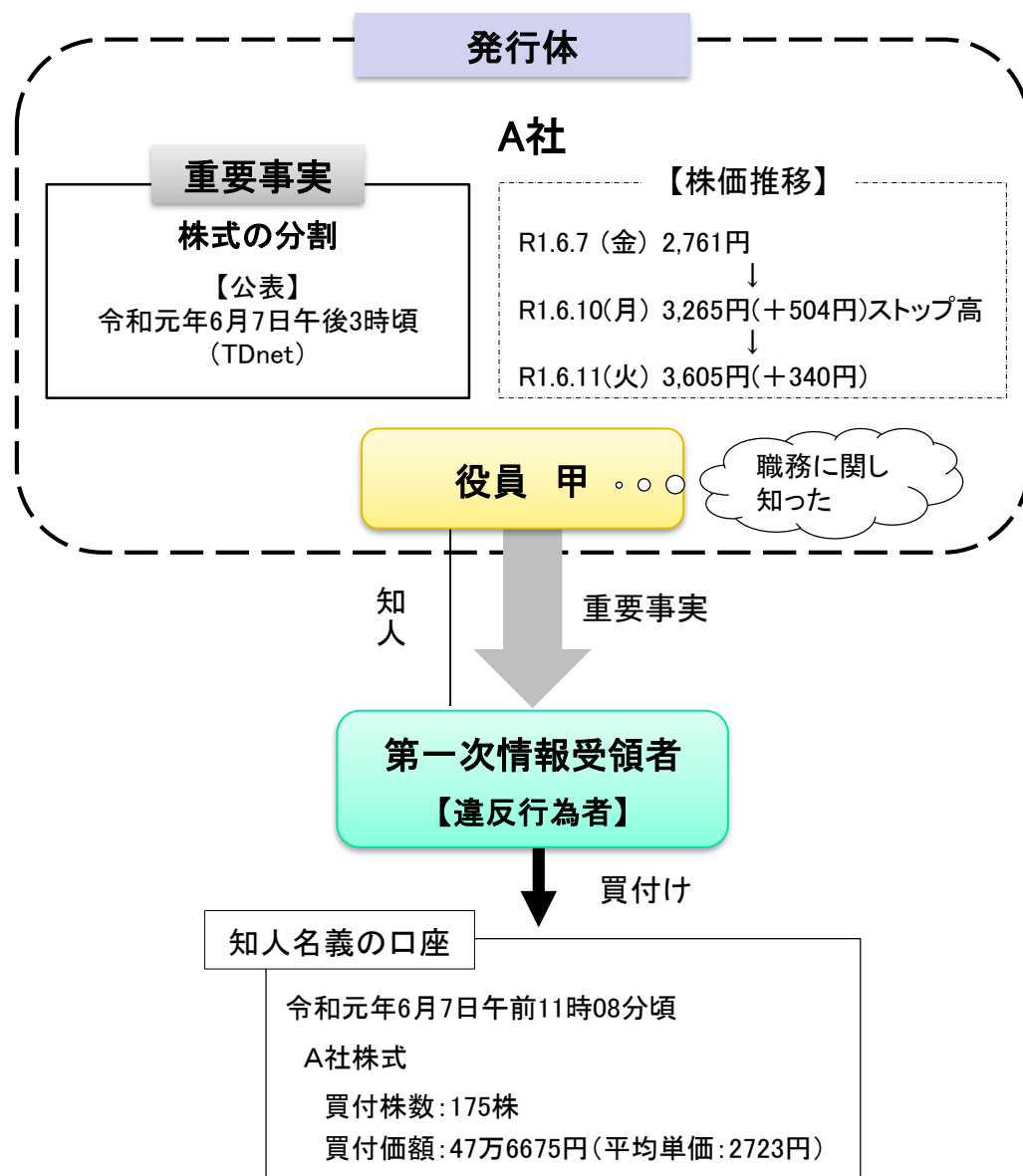


(図6) 社内における役員・社員別人数



- (注1) 上記3つのグラフは、インサイダー取引を行った違反行為者の属性に関する人数を可視化したもの。
 (注2) 「社内」とは、会社関係者・公開買付者等関係者の合計から、契約締結者等の合計を差し引いたもの。
 (注3) 「社外」とは、契約締結者等・第一次情報受領者の合計。

上場会社の役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告



<事案概要>

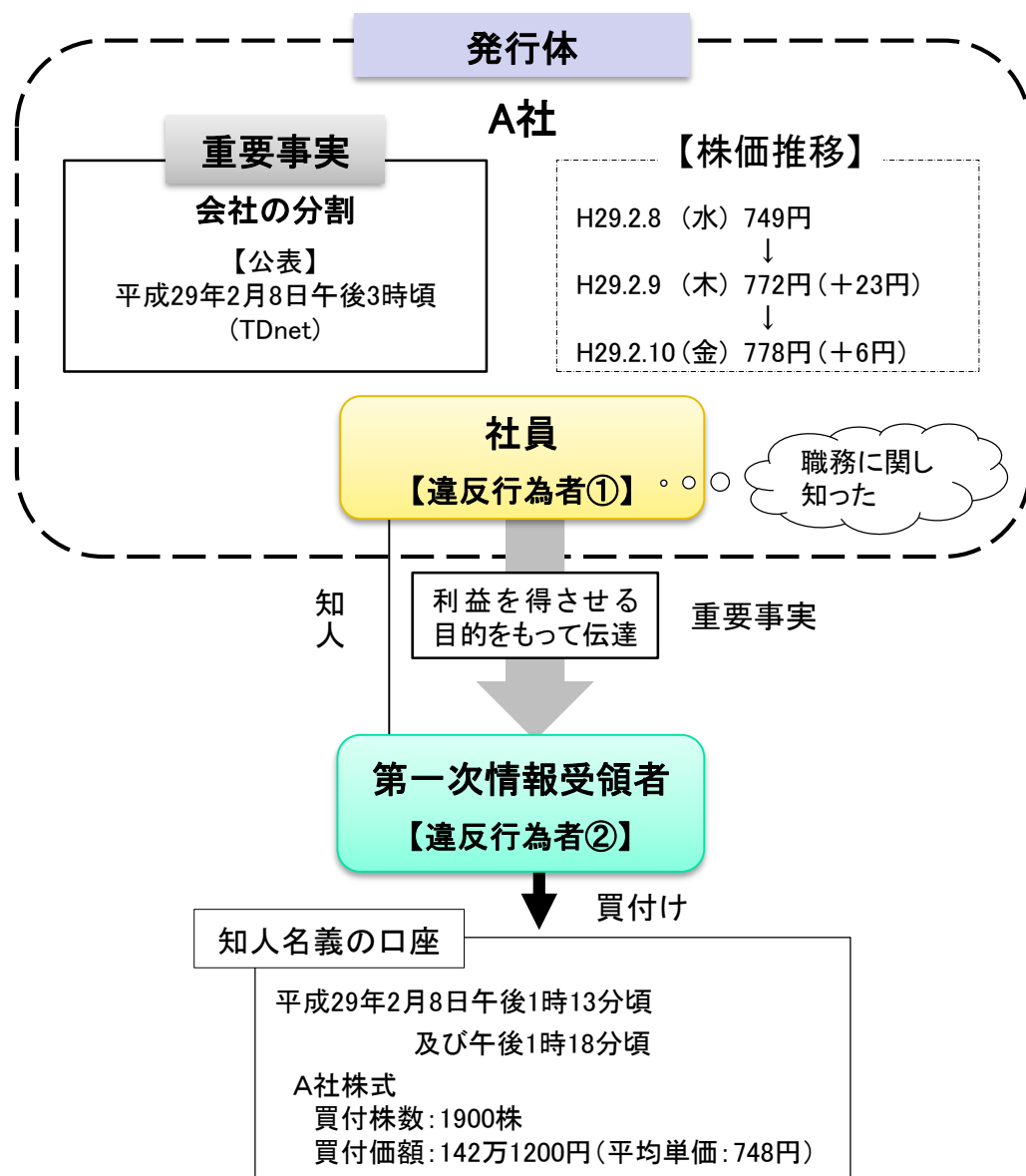
・上場会社A社の役員甲が、その職務に関し知った、同社が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実を、知人である違反行為者に伝達し、伝達を受けた違反行為者が、当該重要事実の公表前に電話注文で現物取引によりA社株式を買い付けたもの。

・課徴金額 27万円

<本事案の特色>

・上場会社の役員は、重要事実等を適切に管理し、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにもかかわらず、重要事実を口外したために、知人によるインサイダー取引を招いた事例。

上場会社社員による重要事実に係る伝達行為及び同人から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告



※ 公表後に全株売付け

<事案概要>

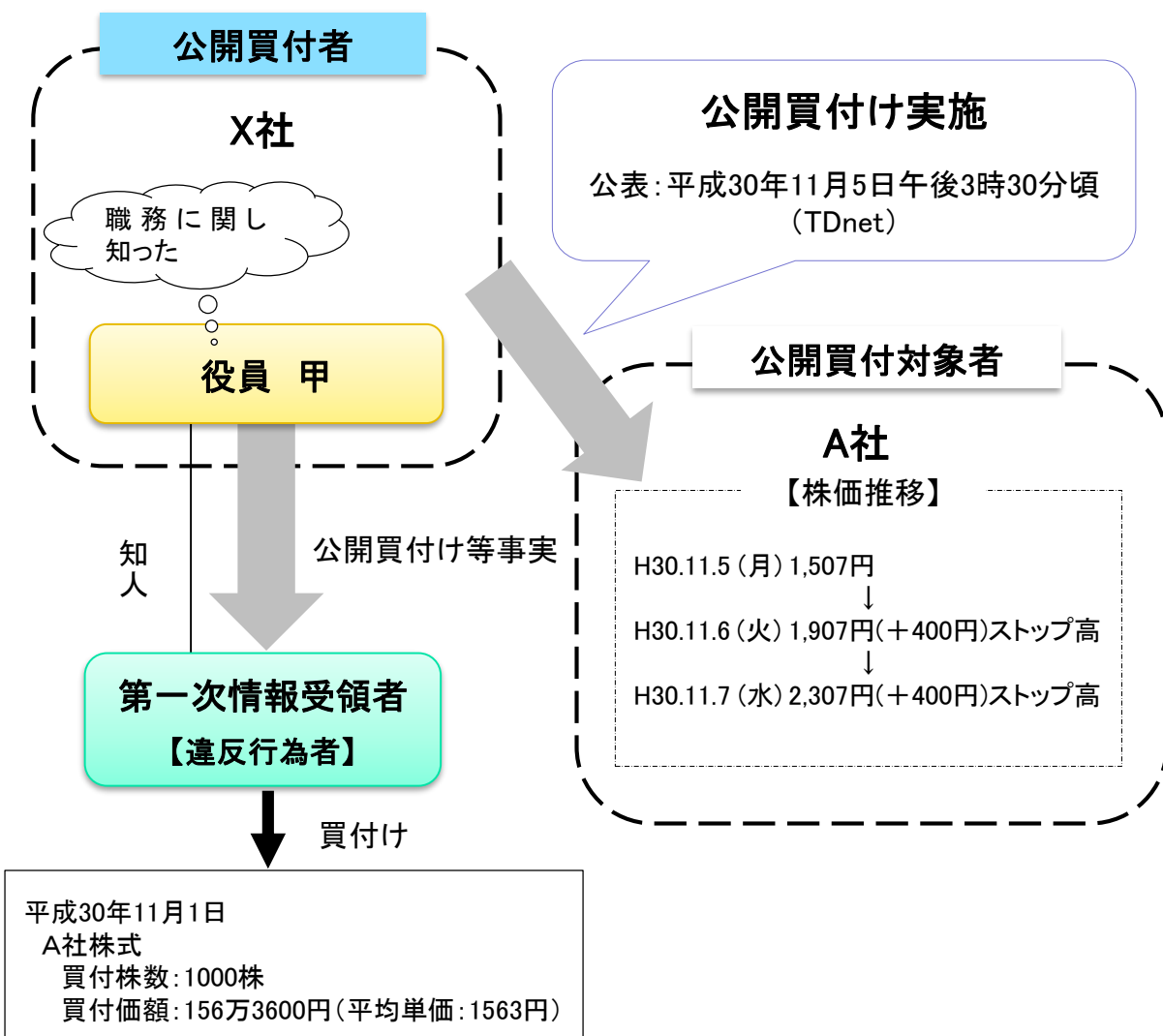
- 上場会社A社の社員(違反行為者①)が、その職務に関し知った、同社が会社の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実を、知人である違反行為者②に対し、利益を得させる目的をもって伝達し、伝達を受けた違反行為者②が、当該重要事実の公表前にインターネット注文で現物取引によりA社株式を買い付けたもの。

- 課徴金額 ①3万円 ②6万円

<本事案の特色>

- 違反行為者①が勤務する上場会社の内部情報を知得できる立場にあったことを悪用して違反行為者②に重要事実を伝達し、違反行為者②が他人名義の証券口座でインサイダー取引を行った事例。

公開買付者の役員から伝達を受けた者及び公開買付者との契約締結者から伝達を受けた者による上場株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告



<事案概要>

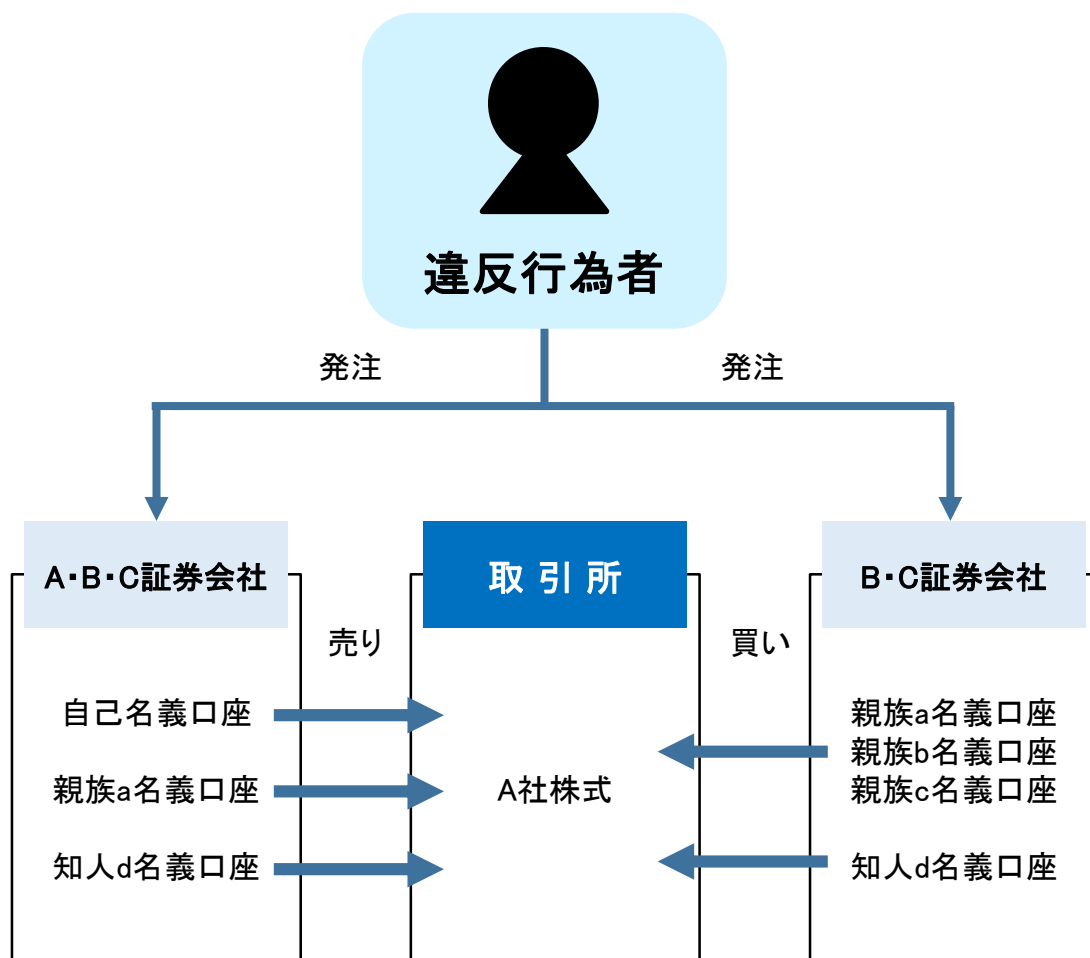
• 公開買付者X社の役員甲が、その職務に関し知った、同社がA社株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け等事実を、知人である違反行為者に伝達し、伝達を受けた違反行為者が、当該公開買付け等事実の公表前にインターネット注文で信用取引によりA社株式を買い付けたもの。

• 課徴金額 235万円

<本事案の特色>

• 上場会社である公開買付者の役員自らが、職務上不要な伝達を行ったことによるインサイダー取引事例。

上場株式に係る仮装売買に対する課徴金納付命令の勧告



＜事案概要＞

•本件は、個人投資家が、A社株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己による売買の注文を対当させ、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買を行ったものである。

•課徴金額 3億3475万円

＜本事案の特色＞

•違反行為者が、自己、親族及び知人名義の口座を使用して、自己による売買の注文を対当させ、もって仮装売買を行った事例。

有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【仕入取引における仮買掛金を用いた通常の仕訳】

原材料納入時

仕入 100 / 仮買掛金 100

発票受領時

仮買掛金 100 / 買掛金 100

【架空の仮買掛金を用いた不適正な仕訳】

仮買掛金 50 / 売上原価 50

実態がない

売上原価の減額

(注) 中国では、「発票」という中国税務当局が管理する証憑を用いて税務申告が行われており、決算書の作成においては、販売者側の「発票」の発行や、仕入側の「発票」の受領の時点をもって、収益や費用を認識する「発票主義」が広く採用されてる。多くの場合、「発票」の授受は商品の受け渡し後。

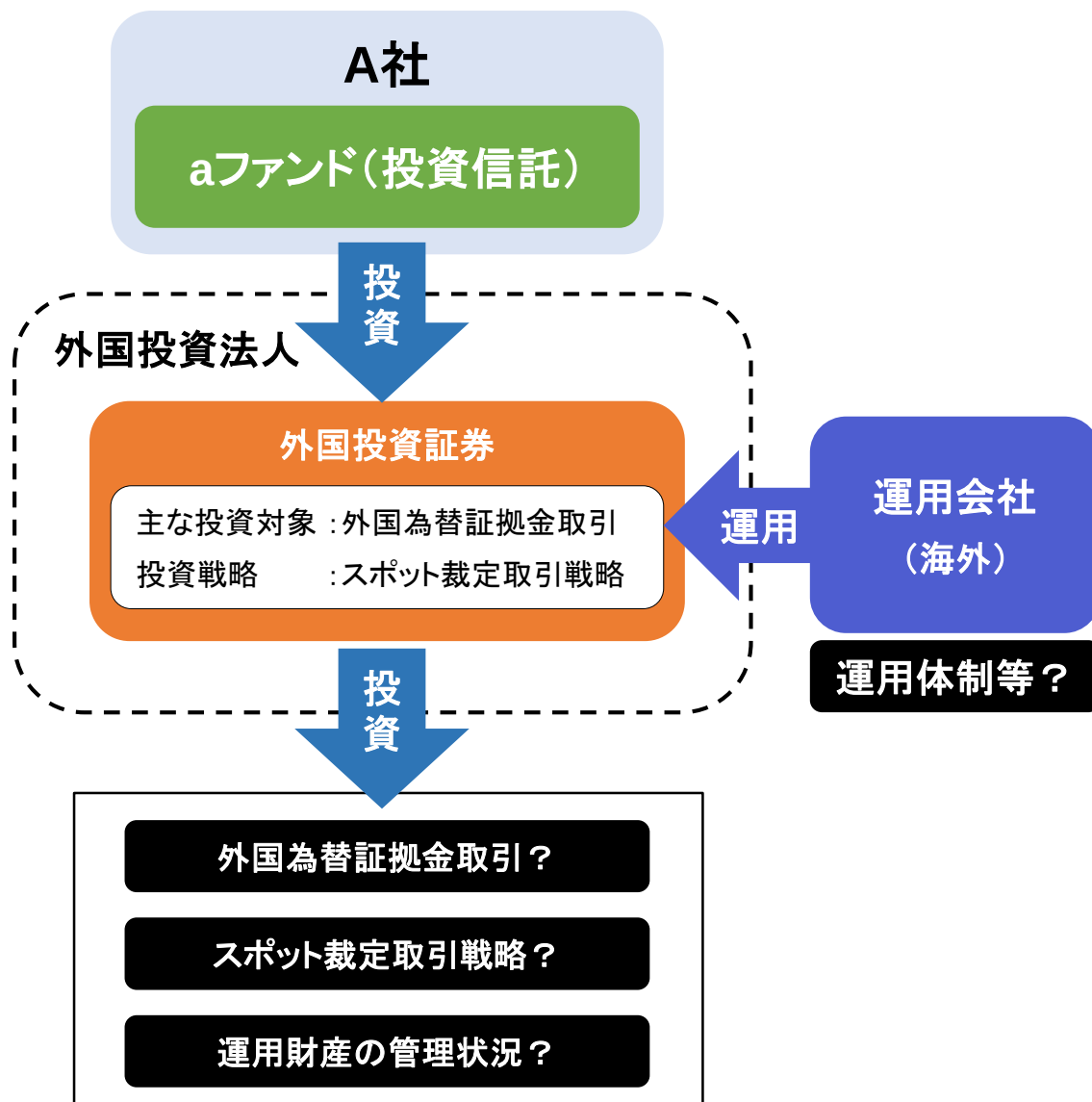
＜事案概要＞

- 当社の中国の子会社各社等が買掛金の過少計上による売上原価の過少計上、在庫の過大計上による売上原価の過少計上、売上の過大計上等の不正な会計処理を行ったことから、当社は、過大な当期純利益等を計上。これにより、当社は重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。
- 課徴金額 3億9615万円

＜本事案の特色＞

- 中国の子会社等において、売上原価の過少計上等、様々な手法による不正な会計処理が、遅くとも上場以前の平成24年3月期から継続的に行われていた事案。

投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告



<事案概要>

- A社は、aファンドの投資対象先(外国投資証券)の運用財産に係る運用会社の運用体制、運用方法の実在性などについて、十分な調査を実施することなく、aファンドを設定・運用していたほか、運用方法の実在性について確認していないにもかかわらず、販売会社等に対し、あたかも当該運用方法が行われているかのような説明を行っていたもの。

<本事案の特色>

- 投資運用業者は、善良な管理者の注意をもって、投資運用業を行うべきところ、これが行われておらず、善管注意義務違反を認定した事例。
- 勧告に基づく行政処分: 業務改善命令

外国法人及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て

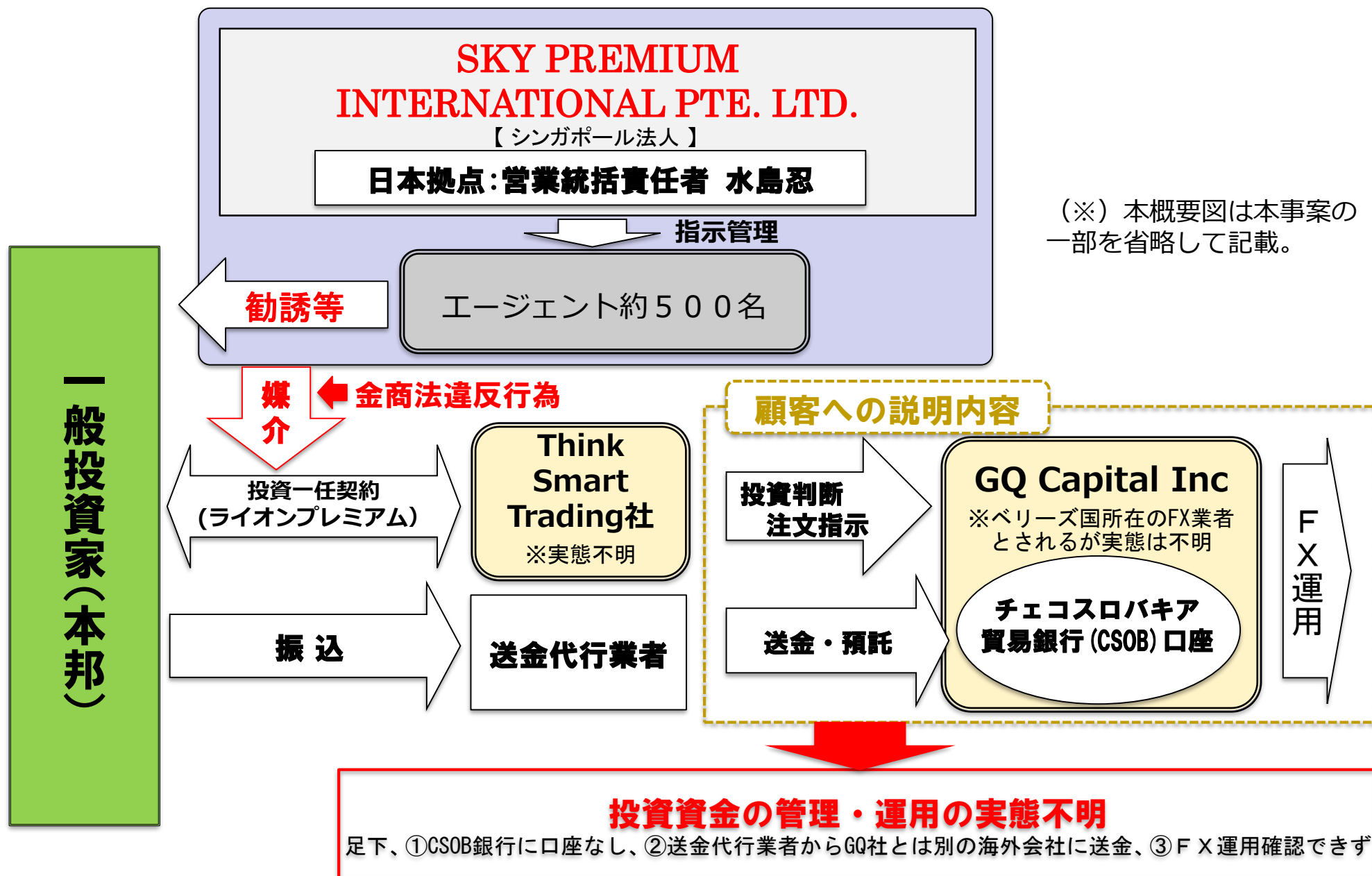
<事案概要>

- 監視委員会が、SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.(スカイプレミアムインターナショナル社、シンガポール共和国)に対して金商法187条1項に基づく調査を行った結果、当社及び当社のCSO(最高営業責任者)であり日本における営業活動の統括責任者である水島忍(みずしま しのぶ)が、無登録で、投資一任契約の締結の媒介を業として行っている事実が認められたことから、令和3年9月17日、監視委員会は、東京地方裁判所に対し当該金商法違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。
- 当社は、金商法29条所定の登録を受けずに、国内の一般投資家に対しエージェント約500人を介して、投資セミナーを開催するなどして、当社会員のみ契約可能な取扱商品である「LION PREMIUM(ライオンプレミアム)」(投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品)について取得勧誘を行い、その後も申込書等の記載方法を助言・指示するなどして、当該商品につき顧客とThink Smart Trading社(当該商品に係る運用指示を行っているとされる主体。法人格の有無、実在性及び実態不明)との間の投資一任契約の締結の媒介を行っていることが判明。
- 当社らの説明によれば、これまでに約2万2,000人の一般投資家(会員)に対して当該商品(前身の商品を含む。)の契約締結をさせており(現時点で投資残高を保有している人数は不明)、当該契約に基づく一般投資家からの投資総額は、これまでに約1,200億円(これまでに約500億円は投資家に対して返金等したとしているが、預かり資産残高額は不明)であるとしている。

<本事案の特色>

- これまでに申立てを行った事例の中で、無登録業者によって集められた金額及び投資家数は過去最大。
- 令和3年12月8日、東京地方裁判所から上記申立てのとおり、当社らに対して金商法違反行為の禁止及び停止命令の発令が行われた。

スカイプレミアムインターナショナル社事案の概要図



○ 監視委員会HPにおいて、以下のとおり注意喚起を実施

【スカイプレミアム（ライオンプレミアム）の顧客の皆様へ】

- 東京地方裁判所は、当委員会の申立ての内容どおり、当社らが、ライオンプレミアムに関し、登録を受けずに金融商品取引業（媒介）を行っていたことを認め、当該行為の禁止及び停止を命令しました（令和3年12月8日）。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは違法です。
- 複数の海外当局による協力を得て当委員会が調査した結果によれば、顧客からの投資資金について、当社の顧客に対する説明内容とは異なり、足下、CSOB銀行にはGQ社の口座がなく、同銀行のGQ社口座宛に送金代行業者からの送金も行われておらず、FX取引運用されていることの確認はできませんでした。
- 当社は、金融商品取引業の登録を受けた業者ではありません。また、GQ CAPITAL INC.（「GQFX」とも呼称）も金融商品取引業の登録を受けた業者ではありません。
- 当社は、ライオンプレミアム以外にも、RL360社、Premier Trust社、Cornhill Management社の海外投資積立商品を当社ウェブサイト上で案内していましたが、いずれにしても、当社は、金融商品取引業の登録を受けた業者ではありません。
- [【一般投資家の皆様へ】](#)も、併せてご確認ください。
- スカイプレミアム（ライオンプレミアム）に関するご相談は、以下の相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口

・消費者庁 消費者ホットライン

消費者ホットライン（電話：1 8 8）にて、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

・日本弁護士連合会の法律相談窓口

法律相談の概要や各種窓口などを紹介しています。

全国の弁護士会の法律相談センターの窓口は[こちら](#)（各都道府県の法律相談センターが表示）

・その他弁護士等の個別相談窓口

・警察相談専用電話（# 9 1 1 0）又は最寄りの警察署

【一般投資家の皆様へ】

- 無登録業者が、実際には契約内容のとりの取引を行っていなかったなどのトラブルが多発しています。無登録業者には、金融庁の監督権限が及ばず、投資者保護規定に基づく命令・処分等が行えませんが、ご注意ください。
- 一般に、無登録業者は、実際には契約内容のとりの取引・運用等を行っていなかったとしても、返金等を希望する一部の顧客に対し、他の顧客の投資資金を流用することで、返金等に応じることがあります。したがって、仮に、これまで返金等を受けることができていたとしても、そのことをもって、当該商品が信頼できるとは言えませんので、ご注意ください。
- 日本で登録を受けずに金融商品取引業を行うことは違法です。取引の相手方が登録を受けているか、[こちら](#)でご確認ください。
また、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者の名称等は、[こちら](#)をご確認ください。
- 外国為替証拠金取引（FX取引）についての注意点は、[こちら](#)をご確認ください。
- 無登録の海外所在業者による勧誘についての注意点は、[こちら](#)をご確認ください。

【参考】

令和3年12月8日公表

SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.（スカイプレミアムインターナショナル社）及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令について

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2021/2021/20211208-1.html

犯則調査による告発事例

内部者取引・情報伝達事件の告発	R3.6.30 福岡地検検察官へ告発
X社の代表取締役を務めていた犯則嫌疑者Aは、X社とY社との間での交渉に関し、Y社がZ社との間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめY社株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同重要事実を犯則嫌疑者Bに伝達し、犯則嫌疑者Bが同重要事実の公表前に、Y社株券を買い付けたもの。	
相場操縦事件の告発	R3.3.26 大阪地検検察官へ告発
犯則嫌疑者A及び同Bが共謀の上、上場株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除される価格以下に維持しようと企てたほか、同Aが同株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が回避される価格以下に維持しようと企て、安定操作取引を行ったもの。	
取引推奨事件の告発	R2.12.22 東京地検検察官へ告発
公開買付対象会社の代表取締役兼最高経営責任者であった犯則嫌疑者Aが、公開買付けの事実と子会社の異動を職務に関して知り、利益を得させる目的をもって知人に対し複数回にわたり当該公開買付対象会社の株券の買付けを勧め、これにより同人が公表前に同株券を買い付けた。	
損失補填事件の告発	R1.7.9 東京地検検察官へ告発
犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者ら(犯則嫌疑法人取締役等)は、顧客に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補填していたもの(犯則嫌疑法人は登録取消し処分)。	

(参考) 証券取引等監視委員会ウェブサイト等のご案内

証券取引等監視委員会 ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券取引等監視委員会 Twitterアカウント

 @SESC_JAPAN



※ 当Twitterアカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではありません。

主な掲載物のご紹介



課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

【概要】 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。



証券モニタリング概要・事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>

【概要】 金融商品取引業者等に対する証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。



令和3事務年度 証券モニタリング基本方針

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>

【概要】 令和3事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。



監視委員会の活動状況(年報)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>

【概要】 監視委員会の1年間の活動状況を取りまとめたもの。
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)



市場へのメッセージ(旧・監視委員会メールマガジン)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

【概要】 最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネットにより、24時間情報提供を受け付けております。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

SESC 情報提供

検索



＜電話・FAXによる情報提供先＞

直通電話 0570-00-3581(一部のIP電話等からは03-3581-9909)におかけください。

FAX 03-5251-2136

監視委員会では、「市場において不正が疑われる情報」、「粉飾決算が疑われる情報」、「投資者保護上問題があると思われる情報」等を幅広く受け付け、各種市場監視活動の有用な情報として活用しています。とりわけ当事者・関係者でなければ知ることができない情報が、様々な調査・検査の重要な端緒として活用されています。

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布

粉飾決算

投資詐欺

疑わしい取引

金融商品の
不適切な勧誘

上記の情報をお持ちの方は、是非、インターネット、電話、郵送、FAXなどの方法により、情報をお寄せください。

※ ご質問、ご相談につきましては対応しかねますので、ご了承ください。

※ 提供者本人のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないよう、セキュリティには万全を期しております。(匿名での情報提供も可能です)

＜郵送による情報提供先＞

〒100-8922

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 中央合同庁舎第7号館(霞ヶ関コモンゲート西館)

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの受付は、こちらまで。〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX: 03-5251-2136
※ 郵送による情報提供は、こちらまで。〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX: 03-5251-2136

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission